

輸血を拒否される場合の当院の対応について

当院では、患者さんの救命治療を最優先と考え、『相対的無輸血治療』(注1)を行います。宗教上の理由などにより輸血を拒否される患者さんに対しては、以下の方針に従って対応いたします。

1 いかなる場合も、『絶対的無輸血治療』(注2)は行いません。緊急時には、同意なく輸血を行うことがあります。

直ちに輸血を行わなければ患者さんの生命に危険が及ぶような緊急の状況においては、救命を優先し、患者さん・ご家族の同意の有無に関わらず、輸血を行います。また、患者さんの急変など救命のために緊急手術・治療が必要と判断される場合においては、輸血拒否により手術・治療の同意が得られない場合でも、処置を開始し、必要に応じて輸血を行います。

2 患者さんが持参される「免責証書」、その他名称を問わず絶対的無輸血治療実施を内容とする一切の文書に対しては、医師は署名をいたしませんし、受け取りません。

3 『相対的無輸血治療』に同意いただけない場合は、転院をお勧めいたします。

医師より、治療・手術における輸血療法の必要性について説明を聞いた上でもなお、『絶対的無輸血治療』を希望される場合には、ご希望に添うことができませんので、転院を勧めます。

4 以上の方針は、患者さん本人の意識の有無、成年と未成年の別に関わらず適応いたします。

(注1) 相対的無輸血治療

患者さんの意志を尊重し、できる限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った場合は輸血を行う治療

(注2) 絶対的無輸血治療

いかなる場合でも輸血を行わず、輸血により救命できる可能性があっても輸血を行わない治療

上記の内容について、同意できない方は、担当医師にお申し出ください。

お申し出がない場合は、同意を得たものとして、「相対的無輸血治療」で対応させていただきます。

ご質問がある場合は、医療福祉相談室までお尋ねください。

2020年5月

秋田県厚生連 雄勝中央病院 院長